

〇〇山噴火時等の避難確保計画

【火口周辺の地区一体版】

(案)

(凡例)

下線部：該当する名称等を記載する（地区名、火山名、数字等）。

該当しない場合は削除する。

太枠線内：関係者間で協議、調査した結果を記載する。

令和〇年〇〇月

地区名：〇〇地区

(施設名：〇〇ホテル)

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当地区の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	7
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で 避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報 （臨時）等が発表された場合	7
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、 避難が必要となった場合	10
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	13
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	17
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	21
8. 参考資料	22
9. 様式	25

1. 計画の目的

〇〇地区（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、〇〇市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、〇〇山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称（所有者等）
1	★〇〇ホテル（株式会社〇〇リゾート）
2	〇〇旅館（〇〇株式会社）
3	〇〇食堂（〇〇株式会社）
4	〇〇土産物店（〇〇株式会社）
5	〇〇観光案内所（〇〇株式会社）

★は、当地区内の代表施設を示す。

2. 当地区の位置

以下に、当地区の位置図を示す。当地区は、想定火口から概ね〇kmに位置しており、噴火警戒レベル〇（〇〇〇〇）の場合に〇〇市によって〇〇規制が行われ、避難が必要になる。

表2 地区の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね 3～4 km
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
地区に影響のある火山現象		大きな噴石、融雪型火山泥流

以下に、当地区の位置図を示す。

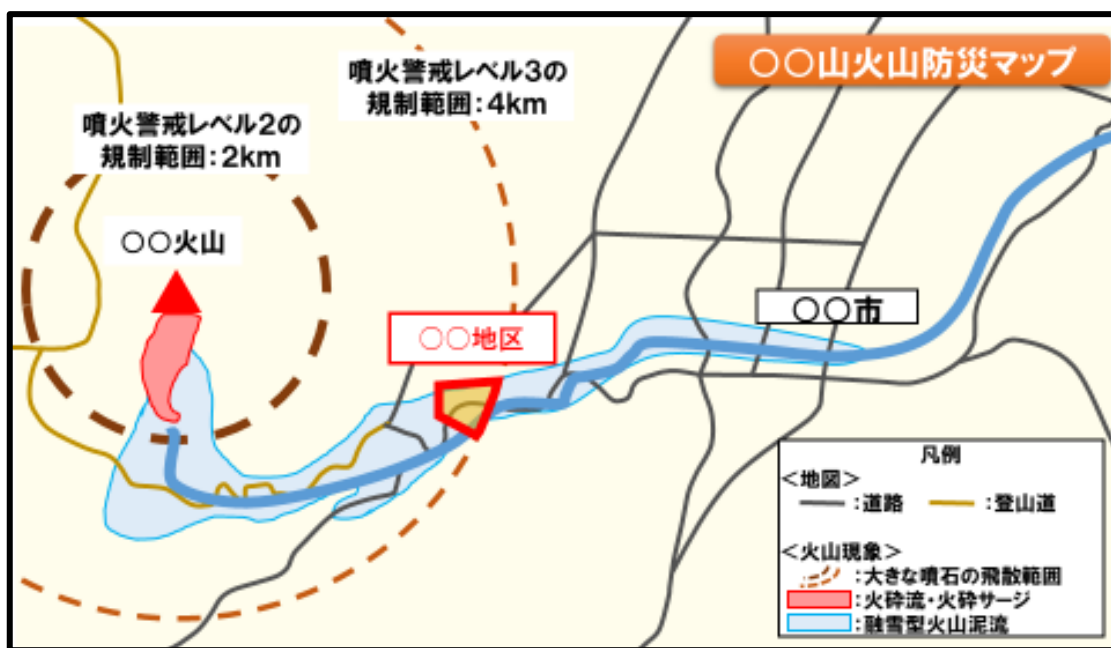


図1 当地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等
(日中のピーク：〇〇月の休日の〇〇時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数
宿泊施設	① ★〇〇ホテル	〇〇人	〇〇人
	② 〇〇旅館	〇〇人	〇〇人
飲食店・土産物店	③ 〇〇食堂	〇〇人	〇〇人
	④ 〇〇土産物店	〇〇人	〇〇人
その他	⑤ 〇〇観光案内所	〇〇人	〇〇人
	⑥ 〇〇駐車場	〇〇人	〇〇人
合計		〇〇人	〇〇人

施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
〇〇人

★は、当地区内の代表施設を示す。

表4 避難を確保すべき利用者等
(夜間のピーク：〇〇月の休日の夜間を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数
宿泊施設	① ★〇〇ホテル	〇〇人	〇〇人
	② 〇〇旅館	〇〇人	〇〇人
合計		〇〇人	〇〇人

施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
〇〇人

★は、当地区内の代表施設を示す。

当地区の各施設の位置図を以下に示す。

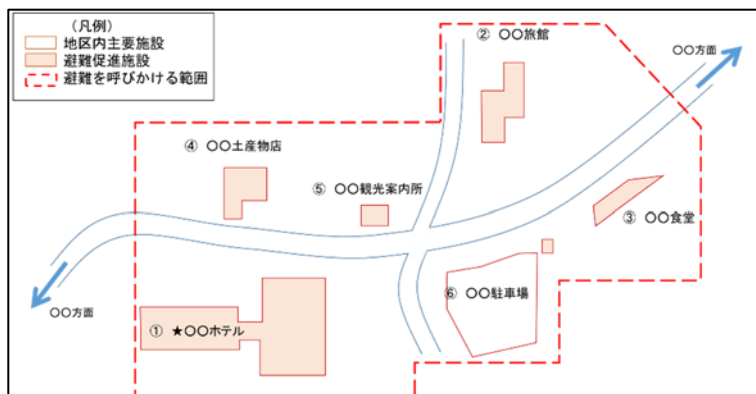


図2 施設位置図

4. 防災体制

〇〇山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表5 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	各施設の班組織		状況
災害対応体制	<p>〇〇ホテル〔★代表施設〕、〇〇旅館については、以下の班体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班 	<p>左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 	噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
			噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	<p>〇〇ホテル〔★代表施設〕、〇〇旅館については、以下の班体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 	<p>左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報収集・伝達 	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合
			火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

★代表施設①		〇〇ホテル（株式会社〇〇リゾート）	
統括管理者 (夜間)	統括 一郎 統括 優子	・地区の統括	
情報班（班長） (夜間班長)	情報 幸子 情報 次郎	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
避難誘導班（班長） (夜間班長)	誘導 一郎 誘導 良子	・〇〇市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導	
施設②		〇〇旅館（〇〇株式会社）	
統括管理者 (夜間)	管理 優子 管理 次郎	・地区の統括補佐	
情報班（班長） (夜間班長)	連絡 一郎 連絡 幸子	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
避難誘導班（班長） (夜間班長)	避難 良子 避難 次郎	・〇〇市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導	
施設③		〇〇食堂（〇〇株式会社）	
統括管理者	食堂 一郎		
施設④		〇〇土産物店（〇〇株式会社）	
統括管理者	土産 優子		
施設⑤		〇〇観光案内所（〇〇株式会社）	
統括管理者	観光 一郎		

図3 地区の体制図

各施設の統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	氏名				
	★〇〇ホテル	〇〇旅館	〇〇食堂	〇〇土産物店	〇〇観光案内所
第1位	情報 幸子	連絡 一郎	食堂 幸子	土産 次郎	観光 優子
第2位	誘導 一郎	避難 良子	食堂 三郎	土産 優子	観光 三郎

★は、当地区内の代表施設を示す。

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達対応

対応事項	代表施設	地区構成施設
①防災体制の 確立	〇〇市からの第一報をもとに情報伝達体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②〇〇市との 協議	〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等	
③地区内での 情報の共有	利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝達する。	

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表 8 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
代表施設	〇〇ホテル	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-000-000	(代表) 統括 一郎 同上
地区構成施設	〇〇旅館	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-000-000	(代表) 管理 一郎 同上
	〇〇食堂	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-000-000	食堂 一郎 食堂 次郎
	〇〇土産物店	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-000-000	土産 一郎 同上
	〇〇観光案内所	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-000-000	観光 一郎 同上
	〇〇駐車場	携帯電話：090-000-000	駐車 一郎
防災対応時の連絡先	〇〇市	〇〇課 直通電話：0000-00-0000	〇〇課 役所 一郎
参考	その他 関係機関	〇〇地方気象台	固定電話：0000-00-0000
		〇〇消防署	固定電話：0000-00-0000
		〇〇警察署	固定電話：0000-00-0000
	輸送 機関	〇〇交通(株)	固定電話：0000-00-0000
		〇〇バス(株)	固定電話：0000-00-0000
		〇〇タクシー	固定電話：0000-00-0000

(2) 利用者等への周知

各施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、臨時の解説情報が発表されたことを利用者等に伝える。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、〇〇ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかります。〇〇道の〇〇より山側には入らないでください。なお、当地区は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・〇〇市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から〇〇山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・〇〇市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表9 当地区として行う情報収集・伝達対応

対応事項	代表施設	地区構成施設
①防災体制の確立	〇〇市からの第一報をもとに災害対応体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
②〇〇市との協議	<p>〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数 	
③地区内での情報の共有	〇〇市との協議で得られた情報を地区構成施設と共有する。	利用者等の避難状況を代表施設と共有する。

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達

各施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、〇〇ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかりました。当地区も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかりました。この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに〇〇方面に避難してください。避難に際しては、〇〇市や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

→ 「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

②規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難は、以下の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。

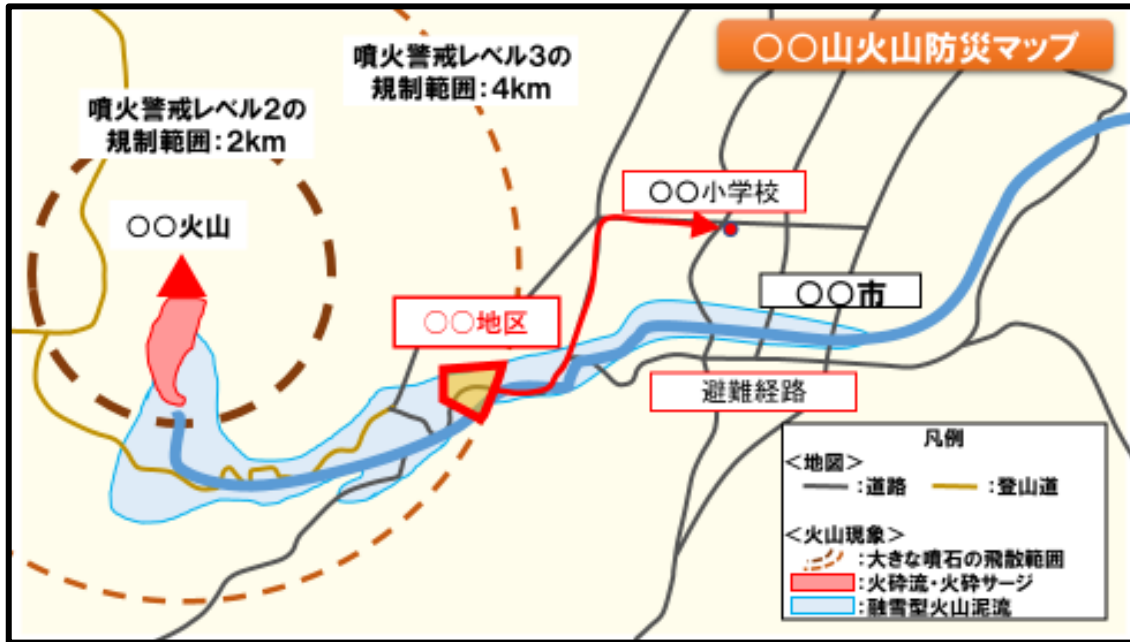


図3 避難先と避難経路

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数等を把握・整理し、代表施設と共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がある場合、〇〇市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合には、最寄りの建物等へ緊急退避)	
④残留者の確認	地区内に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。	
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、〇〇市へ報告する。	

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表11 当地区として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ伝達する。
②防災体制の確立	災害対応体制をとり、 ・〇〇市に噴火の発生を連絡する。 ・すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③〇〇市との協議	〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理様式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。	

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、〇〇山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、〇〇ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、〇〇山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。

繰り返します・・・・・・・・

〈建物内〉

ただ今、〇〇山が噴火しました。建物の外に出ないください。

また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・・・・・・

地区内で、利用者等の避難誘導先となる施設の位置図を下記に示す。

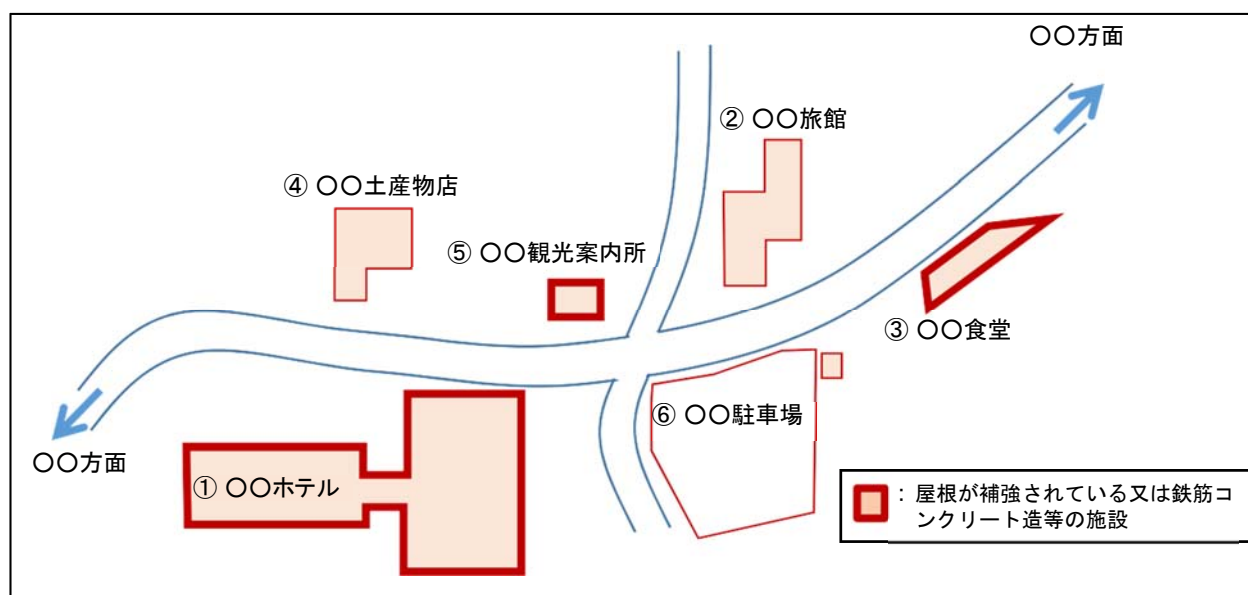


図4 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を各施設内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

各施設のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

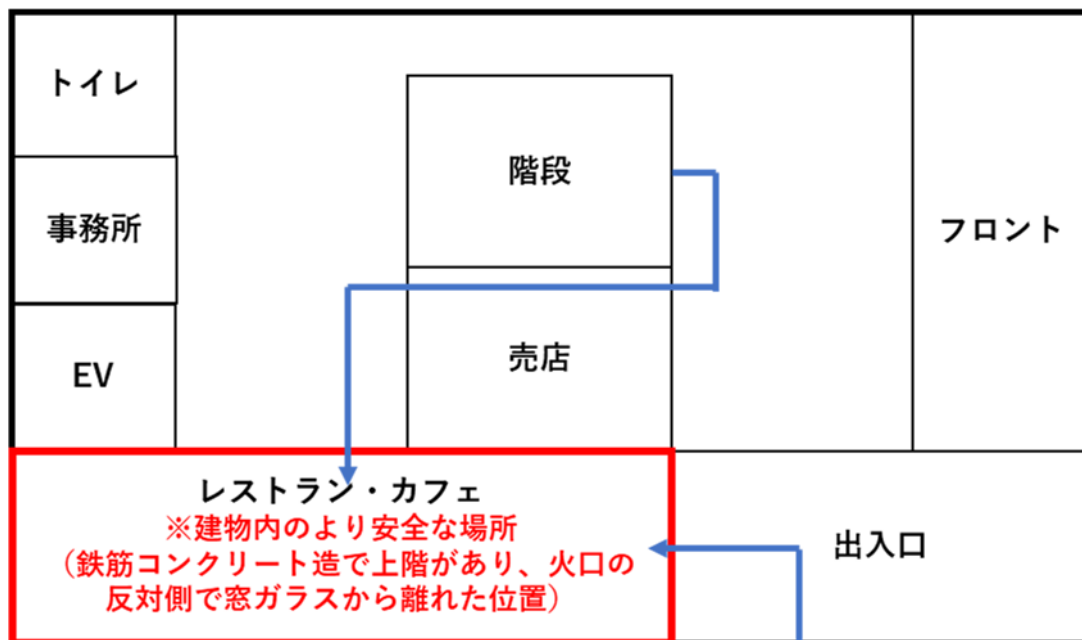


図5 ○○ホテル内のより安全な場所・経路図

③施設間の緊急退避誘導

各施設は、噴石の飛散状況等火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者は移動手段を手配する。

表9 地区における屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
○○ホテル	○○人	レストラン・カフェ
○○食堂	○○人	1階（食堂空間）
○○観光案内所	○○人	1階待合室

移動した施設の統括管理者は、移動先の統括管理者と連携し、利用者等への対応にあたる。

④退避者状況の把握・整理

各施設の統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

⑤応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

⑥規制範囲外への避難

代表施設の統括管理者は、規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、〇〇市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。

規制範囲外の避難先は、〇〇小学校又は〇〇方面とし、図3の避難経路を用いる。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
① <u>〇〇市</u> との協議	<u>〇〇市</u> と避難の実施の可否やタイミングを協議、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助要請を行う。	
②避難誘導	避難誘導班は、規制範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。	
③施設内の残留者確認	統括管理者は、施設内の残留者を確認する。	
④施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。	
⑤避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、 <u>〇〇市</u> へ報告する。	

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設（〇〇ホテル）で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年〇〇月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表14 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和〇年〇〇月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
その他	医薬品		
	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
立入禁止テープ			

② 建物内のより安全な場所

当施設 （〇〇ホテル） の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

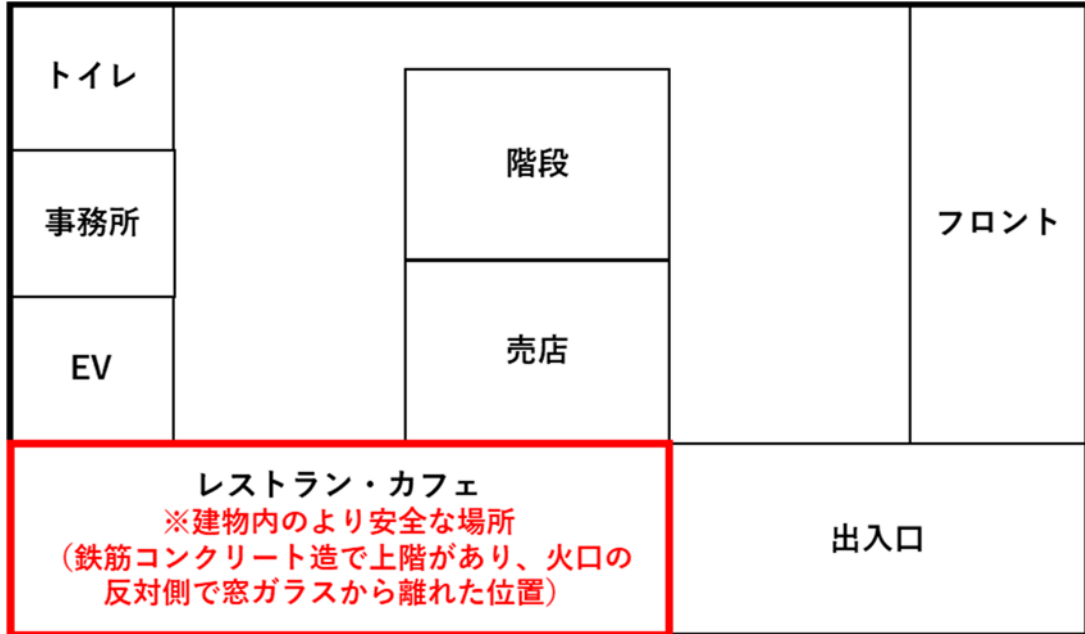


図7 〇〇ホテル内のより安全な場所

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年〇〇月に各施設に報告を求め、更新する。

表15 地区における資器材、備蓄物資一覧

資器材等	★〇〇 ホテル	〇〇 旅館	〇〇 土産物店	〇〇食堂	〇〇 観光案内所	地区共同の 防災備蓄倉庫	合計
携帯用拡声器							
メガホン							
ヘルメット							
マスク							
水							
食料							
寝具・防寒具							
医薬品							
自家発電装置							
自家発電用燃料 (予備)							
予備電池							
懐中電灯							
電池式照明器具							
ポータブル火山ガス 検知器							

★は、当地区内の代表施設を示す。

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は以下のとおりである。

代表施設は、毎年〇〇月に各施設に報告を求め、更新する。

表16 当地区における保有車両一覧

施設 車種	★〇〇ホテル	〇〇旅館	〇〇土産物店	〇〇食堂	〇〇観光 案内所	合計
普通車両	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
バス小型	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
バス大型	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
貨物車	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台

★は、当地区内の代表施設を示す。

代表施設は、緊急時における輸送手段（バス・タクシー）の確保については、あらかじめ、〇〇市及び協力機関と調整し確認しておく。

表17 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在	連絡先
〇〇交通(株)		
〇〇バス(株)		
〇〇タクシー		

③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設は、表9のとおりである。

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表18 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
勉強会	毎年〇月	防災対応要員
情報収集・伝達訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、〇〇市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表19 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図（建物内のより安全な場所・経路図）	建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火警戒レベルのリーフレット （気象庁作成）	規制の範囲や噴火警戒レベルととるべき 防災対応	掲示と配布
火山への登山のそなえ（内閣府作成）	噴火時等の心得、行動のしかた	掲示と配布
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示
〇〇火山防災マップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を〇〇市や〇〇地方気象台に伝達する。連絡先は、表8のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

●●山

噴火警戒レベルのリーフレット

9. 様式

様式1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 _____ : _____ 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式2 退避状況整理様式

No	ゲル -フ°	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載 例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イチロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						